

平成 20 年度第 2 回 春日井障がい者施策推進協議会 議事録

【右高課長】： 本日は皆様方に、大変お忙しい中ご出席を頂きまして、まことにありがとうございます。只今から平成 20 年度第 2 回障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。なお本日につきましては、溝口、廣野、牧野の 3 名の委員の方につきましては、所用につきご欠席の連絡を頂いております。また、本日は 10 名の方が傍聴されておりますので、ご報告をさせていただきます。それでは稲垣会長より、ごあいさつをお願いいたします。

【稲垣会長】： 皆様、こんにちは。本年度第 2 回の協議会ということで、まだまだ暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。傍聴の方も、お暑い中ごくろうさまです。

熱かった北京オリンピックが終わり、9 月からはいよいよパラリンピックが開催されます。一方、わが国ではガソリンなどいろいろなものが高騰し、国の経済が停滞している状況です。多くの市民の方、障がい者の皆様にも不安の多い昨今ではないかと思えます。そういった中で、障害者自立支援法も施行 3 年となりました。7 月には一部利用者負担の見直しが図られたところですが、来年度は全体的な見直しが予定をされているところです。しかし、木全先生のお話によりますと、見直しの計画の作業はまだまだ遅れているそうです。そういった中、春日井市でもこれまで個々でご審議いただきました障がい者計画、障がい福祉計画の改定の年ということで、その計画の骨子案を中心に審議をお願いいたします。昨年のアンケート調査に加え、今回、施設等の追加ヒアリングが行われておりますので、そのヒアリングの結果をまずご報告をいたしたいうえで、本年度第 2 回の協議に入りたいと思えます。

【右高課長】： ありがとうございます。それでは議題に入ります前に、先回 5 月に開催いたしました本推進協議会におきまして委員の皆様からいただき、後日回答するとしておりました 2 つの質問、昨年度の相談支援の相談内容と福祉教育につきまして、答えさせていただきたいと思えます。

【加藤副主幹】： 資料 3、4、5 に基づき説明

【稲垣会長】： 今回の回答に対するご意見等がございましたら、協議の間にご意見いただきたいと思えます。

それでは議題の 1、障がい者関係団体、障がい者施設ヒアリングの結果の報告についてまず説明をお願いしたいと思います。

【加藤副主幹】： 議題 1 について資料 1 に基づき説明

【稲垣会長】： 今の説明に関しまして、ご質問等がある方はお願いします。

【河野委員】： 福祉教育について、ただやりましたというだけではなく、プロセスや取り組み方などについてお聞きしたいと思えます。たとえば、車いすや手話の体験

などは、ただ車いすを貸し出すのであれば、貸し出しの事業でとどまってしまうと思います。教育というのであれば、その結果とか経緯とかがないとおかしいと思います。理解を求めるならば、子どもたちの感想が報告され、貸し出す側と実施する側の交流がないと、障がい者への理解は深められていかないのではないかと思います。そういうことは記録に取られているのでしょうか。それから、地域から見えてきた課題という自立支援協議会の資料ですが、私が委員会を傍聴させていただいた中で、部会が2つできるということはわかりました。それはとても良いことだと思いますが、残りの2つの課題と就労支援ということがまだ残されています。次年度への積み残しはないと思いますが、今後どのように対応されていくのか、どのように他の課題に取り組んでいかれるのかについてお聞きしたいと思います。

【加藤副主幹】： 福祉教育の取り組みについては社会福祉協議会にお願いしているので、私どものほうで統計等をとっているということはありません。

【右高課長】： 自立支援協議会において、今年度取り組んでいく課題として、専門的・具体的分野ということで、部会という1つの組織を作り、協議をしていくことにしております。それ以外に、数件地域から見えてきた課題ということで掲載していますが、本年度は2点に取り組んでいく課題としております。他の点につきましても今後どのようにしていくかにつきましては、運営会議の中で、再度検討していきたいと考えております。

【稲垣会長】： 社会福祉協議会は福祉教育の一端を担っていますが、それには2つあります。学校で行われる福祉体験への支援と、学校の先生に対する福祉教育の協力です。それから、地域、一般市民に対する教育は、地区の社会福祉協議会の行事と合わせて行っています。これらを通じて私の感想を述べさせていただきますと、まだまだ課題は多くあると思います。特に、子どもたちへの支援は、教育委員会の協力がなければできません。今、福祉教育のカリキュラム、マニュアルを作ろうという段階であり、短期カリキュラムの重点項目が2つあります。今年度あたり、その1つを教育委員会と協力して進めていきたいと思っています。

【河野委員】： 福祉体験に関して、知りあいの方に普通の小学校に通っている障がい児がみえますが、遠足のときに車いすを利用したら、周りの子ども達にずるいと言われ、とても傷ついたそうです。その学校ではその後、車いす体験があったそうですが、子どもたちの感想は、車いすは楽しかったというもので、障がい児の保護者は失望したというお話を聞きました。車いすを使わなければならない人を思いやることや、車いすの大変さをどうやって小さい頃から理解させるかということが大事だと思います。

自立支援協議会の関係ですが、4の障がい者を支える家族への支援・教育は、

他の項目よりもかなり多いように思います。部会としては取り上げていただけなかったことに落胆しました。本年度中に、すべてを部会の中で取り上げていただき、検討していただけるとよいと思います。ひとつの項目についてだけでなく、それぞれ関連していく部分もありますので、これだけに限るといってはおさまらないかと思えます。自立支援協議会への要望ですが、これは身近な会議でありますので、こういう活動を障がい者の人たちやその家族に対してわかるような情報提供や広報活動をしていただくと、もっと多くの人に興味をもってもらえると思います。情報提供や広報活動は福祉計画では重要な部分を占めますので、具体的なことも含めて自立支援協議会のことがわかるような、ホームページなどがあるとよいと思いますので、検討していただけるとありがたいです。

**【右高課長】：** 自立支援協議会の関係につきましては、今のご意見等を運営会議で報告をさせていただきたいと思えます。

**【道上委員】：** 私もいろいろな研修会等で車いす体験したことがあります。車いすは平坦な道では全然怖くないですが、後ろに下がる時は、介護者がいてもすごく怖いんです。当たり前のことですが、人は自分の体験していないことはわかりません。しかし、いつ、障がいを負い車いすを使うことになるかわかりません。そういうことを、今障がいを持っていない人にも分かってもらうことが大切だと思います。もう一つ、私は児童デイサービス事業を行っていますが、学童保育で障がい児を受け入れるのは金銭面や理解の面などでできなかったという経験がありました。子どもたちが、日常的に障がいを持っている子ども達と保育園などで集団で接する機会が少ないことに加え、子どもたち自身、愛情が足りず、いろいろな人の立場を考える機会を小さい頃から持つことがなかったからではないかと思えます。そうした子どもが大人になり、何かにつづった時に、プレッシャーに絶えられない人間をつくってしまうのではないかと不安に思うことがあります。学童保育も、教育面で捉えて、子どもが大人になった時にどういう人になるかということ日々考えてもらえるといいと思えます。

**【田中委員】：** 私はこれから先は、今の養護学校のように障がい者を隔離してしまう形ではなく、一緒に地域の学校に通える、つまり、学校に行ったら障がいのある子どもたちが自然に目に入る、そういう環境が、子どもたちへの教育になると思えます。そうすれば、車いすが楽だと思いう前に、車いすがないと大変なんだという痛みが自然と育っていくようになると思えます。

**【廣木委員】：** 精神障がいの場合、自立支援法によって、障がいの種別にかかわらずサービスを受けられる方向性が示されたのですが、今ある社会支援や、サービスについて、大きな格差を感じています。その中で、精神障がい者の相談機関からも、関係機関の方々の精神障がいに対する理解不足があげられています。精神

障がいの特性を知っていただいたうえでなければ今ある支援やサービスにつながりにくい状況があります。このような現状の中で、私たち家族会としては、地域から見えてきた課題の中の4番の障がい者を支えている家族への支援・教育が重要であることを本当に切に感じています。受けられる支援も少ない中で、サービス利用に繋がっている方は、ほんの一握りです。どこにも繋がっていない当事者や家族に視点をおいて、家族が元気に障がい者を支えることができるように、一緒に考えてもらえることを望んでいます。それから、推進協議会や自立支援会議でも医療関係者がいません。特に精神は医療とは切っても切れないものですので、医療に携わる方がいれば、もっと違った支援の形も出てくるのではないかと思います。それから、実際にサービスを受ける側としては、直接事業者に向かっては言いにくいようなこともあり、間を結ぶようなものを作っていただけると、よりよい支援になるのではないかと思います。

【右高課長】： ご意見として検討したいと思います。

【大野委員】： 福祉教育ということで3つお願いがあります。1つ目ですが、知的障がいのある子どもが小学生になり、兄弟と同じ小学校へ通うようになると、兄弟が少しうつ病になることがあります。障がいを持つ子どもの兄弟へのカウンセリングをしてほしいです。2つ目は、障がいや病気を知らない子ども達は、うつるから障がいのある子は入れてやらないと言うそうです。家族はそれを聞くととても苦しくなるそうです。親も病気や障がいに対してきちんと子どもに説明ができていないのが現状ではないかと感じました。親の勉強会などを地域や学校で行うようになると、もう少し理解が深められるのではないかと思います。3つ目は、私が今年から春日井小牧看護専門学校に通って授業を受けて、これから看護師になろうという子たちと一緒に勉強している中で感じたことです。今後たくさんの障がい者や病気の子たちとかかわっていく人が、様々なことを勉強する中で、授業のひとつに人間適応行動論という授業があり、そこでとても驚いたことがありました。アスペルガーの発達障がいについての授業で、先生が「今、いろいろな犯罪で話題になっているのが、このアスペルガー症候群ですね。」と、さらっと言われました。授業の後、先生に、「先生の言い方ですとアスペルガー症候群の子たちが事件を起こしてしまうように聞き取れましたが、それでは説明不足なので訂正をしていただきたい」と言いましたが、先生はそのようなつもりはないですということが終わってしまいました。次の授業のときにも何の訂正もありませんでした。実際に私だけでなく、クラスの何人かと話してみると、同じように感じたと言っていた人もいました。たまたま私が行った学校の先生がこういう教え方をするという事は、本当に氷山の一角かもしれませんが、教育者にも少し理解が足りないのではないかということをととても感じました。よって、こういう福祉計画があり、講義があるという前

に、それを教えてくれる教育者の研修をもう少し充実していただきたいです。教育者や、いろいろな障がいや問題を抱えている家族・兄弟等への支援を盛り込んでいただけるとありがたいと思います。

【小林委員】： 福祉教育などを通じて子どもたちがどれくらい理解したかが大事なことです。また、教育者自身が福祉に対する理解がないまま育ってきていると思います。教育者が理解しなければ、当然子どもたちが理解できるわけはありません。福祉教育を実施したことで、子どもたちがどこまで理解できたのかを知りたかったです。

【稲垣会長】： ありがとうございます。ではここで木全先生のご意見をお聞きして、これからの進行の一つの指針にしていきたいと思います。

【木全副会長】： 一人ひとりが大事にされているという実感がなければ、たまたま障がいがあって、それに向きあったときに、お互いが大事な人なんだということが理解できないのです。今回、基本目標を皆で考えるわけですが、そういうことを考えながら一人ひとりの命を大切にすまらづくりをしなければ何も変わっていかないと思いました。それとは別に、全ての課題の一番目にヘルパー不足が上がってきています。数値で確認したいのですが、春日井市が、たとえば居宅、行動援護などで支給決定をします。その利用実績率というのが出てくるのですが、例えば岡崎で居宅支援を調べましたら、20%をきっていました。ショートだと5%きっています。春日井市では居宅でどれくらい利用決定を出し、実際にどれだけ使っているのかが、利用計画を立てていく上で大事なことと思います。そのときに本当にヘルパー不足がどこまで出ていてこの数字なのか、それともその利用決定を出すときに、本当に必要なところで出していないで、多めに出し過ぎていて結局使いきれていないのか、その辺りを丁寧に見ないと、その数値目標も立てられないように思います。その辺のところわかっていたら、教えていただきたいです。

【加藤副主幹】： 以前、先生にお話いただいて現在数字を出しているところです。そのなかで、一番利用率の悪いものはショートステイです。これはもし急に自分が介護できない状況になったときに備えてのものが多く、利用率が悪いのではないかと思います。行動援護は男性ヘルパーがなく、行動援護をする事業者自体も少ないため、本当に利用したくても利用できない方が多くみえ、問題です。

【小林委員】： このヒアリング調査結果の中で、ヘルパー不足は全体を通して比重が大きく、特に男性ヘルパーの不足があります。大きい要因の一つは所得の面だと思えますが、今、厚生労働省でこうした問題に対して何かをしようとする話や情報はありますか。

【加藤副主幹】： 実際にいろいろな対策をこれからどのようにやっていくか具体的な話はまだ出ていませんが、国のほうも考えているという話は聞きます。

【田中委員】： 今、男性のヘルパーの問題がありましたが、女性の登録ヘルパーと常勤ヘルパーにおいても課題はあります。問題事例の多い人については、登録ヘルパーは断ることもあり、事業所も登録ヘルパーに無理はいえませんが、だからといって常勤ヘルパーに全ての負担を押し付けてしまうと、常勤ヘルパーもやめてしまいかねません。また、報酬の面でも、男性ヘルパーだけでなく、登録ヘルパーも不満を持っています。今は、男性ヘルパーだけでなく、女性ヘルパーも不足しているというのが現状と思います。

【稲垣会長】： 男性に限らず、ヘルパー全体の不足は重要な課題です。それでは次の議題に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【加藤副主幹】 議題2について資料2に基づき説明

【稲垣会長】： 骨子案といっても多方面にわたっています。どのようなご意見でも結構です。皆様の今までの経験とアンケートやヒアリング結果をふまえて、ご発言をお願いします。

【木全副会長】： まずは4ページからです。障がい者の権利条約を基本理念のところに入れるということが大事だと思います。国の重点施策5か年計画の中にも批准を目指すとしてあります。権利条約の理念のひとつはインクルーシブです。排除しない、インクルーシブという理念を立てることが大事です。2つ目は差別禁止です。障がい者の権利条約の大きな理念というのは、インクルーシブと差別禁止であり、これをきちんと入れないと、皆さんの悲しい体験を受け止めることはできません。次に、19 ページですが、国の施策をみると虐待について入っていると思いますので、こちらも入れておいた方がよいと思います。それから、20 ページ、21 ページについては、具体的にどこまで春日井市は達成して、どこが達成できなかったのか、それはどうしてかということが前回のところで報告されてなかったと思います。とくに20 ページ、21 ページが大事な数値目標になると思います。それから、24 ページですが、今回、国の担当者会議の中で、サービス見込み量については過去の実績から機械的に見込むのではなくニーズを考慮しながら、とありました。もう1つ大事なことがあります。住民にわかりやすい計画にするため、サービス見込み量、時間等とともに、利用人数も明記することです。これはすごく大事なことだと思います。国自身のマニュアルの中で住民にもわかるような数値目標を入れていますので、住民にもわかるような数値目標となるよう工夫をしていただきたいです。それから最後の25 ページ、26 ページにかかわるところですが、春日井市の成年後見制度について、愛知県から出された調査報告をみると、春日井市は20年度からはじめると報告をされていると思いますので25 ページに成年後見についても書いてください。それから、精神障がいの人にとって住宅入居等支援事業は、とても大事な相談支援事業と関わる施策になると思いますので、これも見込み量と確

保のための方策を 25 ページのところには、ぜひきちんと書いて頂きたいです。よろしくをお願いします。

【加藤副主幹】： ご指摘ありがとうございました。計画の期間につきましては、県に確認したところ、障がい福祉計画が、3年毎でなく、もしかして5年ということもありうるということでしたので、その時点でまた見直しをする予定です。また、来月に圏域の会議がありますので、どのような話になるかはわかりませんが、それを踏まえて計画に反映していこうと思います。それから、現在抜けている見込み量の確保の関係についても、現在は記載がありませんが、最終的には先生のおっしゃるとおり、全て記載していきます。

【加藤副主幹】： 20・21 ページについて補足説明させていただきます。福祉施設の入所者の地域生活への移行ですが、平成 17 年 10 月 1 日現在の施設の入居者数 193 人に対し、平成 23 年度の施設入所者の見込み人数は前回の計画では 179 人でした。施設から地域生活への移行状況については 19 年度におきましては、11 人移行しています。それから、福祉施設から一般就労への移行ですが、平成 17 年の実績 7 人に対し、その 4 倍以上の 28 人というのが平成 23 年の一般就労への移行目標値でございます。福祉施設から一般就労への移行は、18 年度で 6 人、19 年度で 2 人となっています。また、入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、平成 23 年の目標人数 19 人に対し、平成 19 年度社会的入院の退院者数は 13 人となっています。

【稲垣会長】： 計画の目標値については、次回出していただきたいと思います。

【木全副会長】： 地域移行の話に戻りますが、実際に地域・家に戻ったのか、グループホームに入ったのか、コロニーから別の入所施設に移ったのか教えてください。コロニーから別の入所施設に移った場合でも数は減るのですか。実態を少し教えていただきたいです。

【加藤副主幹】： 平成 19 年度において、施設から地域生活に移行した方の内訳ですが、グループホームに行かれた方が 3 人、身体療護施設へ行かれた方が 1 人、知的の入所更生へ行かれた方が 2 人、それから、介護の施設へ行かれた方が 1 人、老人保健施設へ行かれた方が 1 人、特別老人養護ホームへ行かれた方が 1 人、入院と死亡が 1 人ずつの計 11 人です。

【木全副会長】： 県や国に、施設から施設に移行しているのに地域移行した数に加えるのはおかしいということを伝えてください。

【加藤副主幹】： 確かに、我々もそれはおかしいのではないかと考えています。

【木全副会長】： 次回きちんと数値として出していただくことと、地域への移行がどうして上手くいったのかという経験を考慮していかないと、どうしたら良いかという話が具体的に考えられないので、そういうことも次回教えてください。

【稲垣会長】： では次回に数値の提示をお願いします。今の数値以外のところでご意見の

ある方はみえますか。

【道上委員】： 前回から気になっていたのですが地上デジタルになると、テレビを皆さんどうされるのでしょうか。2011年にテレビが見られなくなるということが、今宣伝されていますが、障がいのあるひとり暮らしの方などはどうされるのか心配です。

【加藤副主幹】： 地上デジタル放送のことですが、2011年に今のアナログ放送から地上デジタル放送に変わり、機械も変えなければいけないということですが、先日新聞で生活保護世帯には、地上デジタル放送に切り替えの際チューナーの補助という話がありましたが、障がい者世帯に対してはまだ情報を得ておりません。

【大野委員】： 聞きたいことがあります。自閉症の子どもには障がい児医療証がでています。しかし、他の障がい児や障がいに対してはないのですが、なぜでしょうか。障がいのある子どもたちは早めに訓練や養育を医療機関で受けた方が良いと思うのですが、療育手帳A B判定以外は医療証の交付を受けられません。しかし、自閉症は軽度でも医療証が発行されるそうです。国で決まっていると聞いたのですが、春日井市独自の制度として、軽度であっても障がいがあり、訓練を受けなければならない子どもたちがサービスを受けられるようになれば良いと思います。自閉症の医療証では風邪を引いても医療費が出ると聞いていますが。

【入谷部長】： 医療費の関係ですが、春日井市は子ども医療費の助成を行っています。通院は小学校3年生まで、入院は中学校までという医療制度があります。また、障がい者医療は、身体障がいなら3級まで、知的障がいなら、A、B判定です。また、自閉症という診断書が出た方についてはA、Bと同じ扱いをするということで助成制度を設けています。確かに、その他にも障がいの程度を下げた助成してほしいというご要望は聞いていますが、いろいろな事情があり、現状はそのようになっています。対象年齢は何歳を想定してお話されたのですか。

【大野委員】： 18歳です。自閉症ということであれば、重度でも軽度でも発行されるのですか。

【入谷部長】： A、B判定と同等の障がい程度ということですか。

【大野委員】： 自閉症の場合だけ認められているということですか。その範囲が広がるということは今後ないのでしょうか。自閉症だからと考えるのは、違うと思います。国や県が行わないからということではなく、春日井市独自でも考えてほしいです。よろしくをお願いします。

【入谷部長】： 今の医療費の状況は、国や県という話ではなく春日井市の条例でやっておりますので、ご意見として伺っておきます。

【廣木委員】： 目標数値のことですが、精神の場合は手帳所持者数から数字を挙げるという認識でいるのですが、他の市町村の場合は自立支援医療受給者数からサービ



スの数字をあげるというところもあります。しかし、そうなりますと、数が大きく違ってきます。その点はどのように考えていらっしゃいますか。

【加藤副主幹】： 今おっしゃられたように、手帳所持者数と自立支援医療受給者数では大きな差があります。今のご意見もふまえて、本当に実にあった人数を考えてなければいけないと思っています。

【廣木委員】： 23年度までの目標についてですが、入院中の精神障がい者の地域生活への移行のところで、退院可能精神障がいのある人の数とありますが、現在、市内に入院している人の数と市外に入院している人の数を分けてあるのですか。

【木全副会長】： 自立支援医療受給者数は14ページにきちんと上げておくというのは大事です。どのように増えてきているのかということを知りたいと思います。精神障がいのある人の地域移行について、春日井市がお金を出していて、市内の病院にいる人と、市外の病院にいる人がいるのです。春日井市がお金を出していない人で、春日井市内の病院によそから来ている人の数は抜けてしまいます。しかし、その人が退院を希望し、病院の近くや春日井市内に住むことを望めば、他の市町の数は減ることになります。

【稲垣会長】： 時間も迫ってまいりましたが、ほかにはございませんか。それではこれで今日のところの議論を終わりますが、その他として何かございますか。

【右高課長】： さきほど福祉計画での骨子案でもご説明しました、5ページをご覧いただけますでしょうか。5ページの2の基本目標のところでご説明させていただきました括弧の部分が抜けておりますが、委員の皆様には何か良いものがありましたら、ご意見いただきまして、それで決めていきたいと思っています。今日、追加の資料で配布させていただきました、春日井市障がい者総合福祉計画の策定における「基本目標」の提案書というのがあります。もし、何か良い提案がありましたら、これに書いていただきまして、来月中ぐらいまでに事務局にご提案いただきたいと思います。また、次回の推進協議会の予定ですが、10月29日水曜日といたしております。よろしく願いいたします。

【稲垣会長】： それではご意見もございませんようですので、これで本日の推進協議会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

【入谷部長】： 委員の皆様、長時間に渡りご審議を頂きまして誠にありがとうございました。また、傍聴をされた皆様、ありがとうございました。これから、障がい者総合福祉計画作成を行なっていくわけですが、これからも、いろいろご意見ご要望をいただいでできるだけ反映していきたいと思っています。これからも貴重なご意見をいただきたいというお願いを申し上げまして、本日の会議を終了させていただきたいと思います。本日は、ありがとうございました。

上記のとおり、平成 20 年度第 2 回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名及び押印する。

平成 20 年 9 月 26 日

会 長 稲 垣 薫

副 会 長 木 全 和 巳